

平成24年度募集案内
(募集要項)

左京区まちづくり活動支援 交付金の申請を受け付けます

4/16(月)～5/18(金)

皆さんのアイデアで左京を個性と知力にあふれたまちに！

区民活動部門 (新設！ 国・京都府等の交付金等と併用できます！)

上限60万円 又は55万円

10万円までは全額、10万円を超える部分は半額を支援

大学・学生協働部門 (旧「大学と地域の相互交流促進事業」を拡充！)

<地域課題解決型> 上限30万円

10万円までは全額、10万円を超えてもほぼ全額を支援

<研究成果還元型> 上限10万円

全額を支援

※ いずれも、審査があります。工夫を凝らした申請をお待ちしています。

地域に暮らす皆様や区内の大学・学生が魅力あふれる左京、
活力のある地域をつくろうと取り組まれる活動を応援します。



左京区役所
地域力推進室

平成24年度左京区まちづくり活動支援交付金 募集案内(募集要項)

	大学・学生協働部門	区民活動部門																						
趣旨	「大学のまち・左京」の特性を生かしたまちづくりを進めるため、大学・学生と区民が協働して地域課題を解決する取組や、研究成果を区民に還元する取組を支援します。	個性と活力にあふれたまちづくりを進めるため、地域の絆や地域ごとの資源を活用して、区民が行うまちづくり活動を支援します。																						
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 区内の大学の研究室、ゼミ及び研究機関 区内の大学の学生を中心に構成されるクラブ、サークル等の団体 区内のNPO法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人等の非営利法人 区内の自治会・町内会、老人クラブ、女性会、子ども会、PTA等の団体 区民を中心に構成される区内のボランティア団体、まちづくり団体、各種実行委員会等の団体 など ※ 区民有志で結成した団体や活動歴の浅い団体でも構いませんが、団体の規約、役員名簿、活動状況が分かる資料の提出が必要です。																							
対象事業	【地域課題解決型】 <ul style="list-style-type: none"> 大学・学生と区民が協働で地域課題を解決するために行うまちづくり活動 【研究成果還元型】 <ul style="list-style-type: none"> 大学・学生が研究成果を区民に還元するために行う区民講座等 	区民が自主的に行う地域の課題解決や魅力向上につながるまちづくり活動																						
	(分野例) 環境, 農林, 子育て, 福祉, 健康, 文化芸術等																							
対象外の団体・事業	<ul style="list-style-type: none"> 政治, 選挙, 宗教, 思想, 営利を目的とする団体や事業 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体, 活動実態のない団体 区民の自由な参加を認めない事業(会員等だけで実施する事業) 交付決定までに実施した事業 京都市の他の交付金等を受ける(又は受ける予定である)事業 																							
交付金	【地域課題解決型】 <table border="1"> <tr> <th>対象経費※</th> <th>交付可能金額</th> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td>ほぼ全額(一部, 自己資金, 寄付金収入, 参加費収入等を充ててください) [上限30万円]</td> </tr> </table> 【研究成果還元型】 <table border="1"> <tr> <th>対象経費※</th> <th>交付可能金額</th> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> </table> ※ 次ページを御覧ください。	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	10万円超	ほぼ全額(一部, 自己資金, 寄付金収入, 参加費収入等を充ててください) [上限30万円]	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	【国・府等の交付金等と併用しない場合】 <table border="1"> <tr> <th>対象経費※</th> <th>交付可能金額</th> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td> <基本> 10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円] <加算> 無償の役務提供量(人数×時間)×500円 [上限5万円] <合計上限60万円> </td> </tr> </table> 【国・府等の交付金等と併用する場合】 <table border="1"> <tr> <th>対象経費※</th> <th>交付可能金額</th> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td>10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円]</td> </tr> </table> ※ 次ページを御覧ください。	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	10万円超	<基本> 10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円] <加算> 無償の役務提供量(人数×時間)×500円 [上限5万円] <合計上限60万円>	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	10万円超	10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円]
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
10万円超	ほぼ全額(一部, 自己資金, 寄付金収入, 参加費収入等を充ててください) [上限30万円]																							
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
10万円超	<基本> 10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円] <加算> 無償の役務提供量(人数×時間)×500円 [上限5万円] <合計上限60万円>																							
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
10万円超	10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円]																							

<p>交付金 (続き)</p>	<p>＜対象経費＞（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙・封筒・文具類等の購入費用 ・ ポスター，チラシ，マップ等のデザイン・印刷・複写費用 ・ 郵送料，振込手数料，ボランティア保険料 ・ 会場，設備，レンタカーの使用に係る使用料，光熱水費等 ・ 材料費（植樹する苗木，食に関する事業における食材費を含みます。） ・ 会場で講師や参加者に提供する簡素な茶菓 ・ 会場で参加者に配布する簡素な参加賞 ・ 一部の業務を専門家に委託する費用 ・ 専門性のある講師等への謝礼 <p>＜対象外経費＞（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体を維持するための経常的な光熱水費，燃料費，通信費等の費用 ・ 土地，建物，構築物，機械，車両，備品等を購入・建築・修繕・製造する費用 ・ 人件費，労働者派遣に係る費用 ・ 飲食費，交通費，宿泊費 ・ 事業の大部分を委託する費用 ・ 抽選会の景品 ・ 領収書がないなど，支出の根拠が確認できない費用 ・ 用途の不明な費用 <p>＜御注意いただきたいこと＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記のいずれの経費でも，必要性，効果，金額等により，認められることや認められないことがあります。</u>詳しくは御相談ください。 ・ 収支予算書には，対象経費に係る収入及び支出のみを記入し，対象外経費に係る収入及び支出は記入しないでください。（自己資金，寄付金収入，参加費収入，国・府等の交付金収入を見込んでいる場合も，同様です。） ・ 収支予算書の収入合計と支出合計を一致させてください。 ・ 無償の役務提供に係る加算〔上限5万円〕も，＜対象外経費＞に充てることはできません。したがって，スタッフへの謝礼に充てることはできません。
<p>国・府等の交付金等の併用</p>	<p>国，京都府，独立行政法人，財団法人等が交付する交付金（「補助金」，「助成金」等の名称のものを含みます。）と併用することができます。交付決定を受けていない場合でも，申請を予定しているときは，収支予算書にその交付金収入を記入してください。</p> <p>なお，併用することによって対象経費を超える収入が見込まれる場合は，交付金の申請額を減らし，収支予算書の収入合計と支出合計を一致させてください。</p>
<p>広報等の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左京総合庁舎会議室の使用及び庁舎内での活動内容の展示 ・ 市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの掲載 ・ 左京区総合庁舎内での印刷物の配架 ・ 京都市後援名義の使用 <p>※ 区役所が認めるものに限りです。</p>
<p>申請方法</p>	<p>4月16日（月）～5月18日（金）の平日午前8時30分～午後5時に区役所地域力推進室に申請書類を持参又は郵送</p> <p>企画担当（区総合庁舎3階，旧総務課）電話702-1021 まちづくり推進担当（区総合庁舎1階，旧まちづくり推進課）電話702-1029</p> <p>＜申請書類＞（区役所ホームページからダウンロードできます。）</p> <p>※ 記入欄に収まらない場合は，「別紙のとおり」とし，別紙を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（第1号様式） ・ 収支予算書（第2号様式） ・ 無償の役務提供計画書（交付金の加算の適用を申請する場合のみ，第3号様式） ・ 団体の規約・定款等，構成員（役員）等の名簿，活動状況が分かる資料（様式自由）

審査方法	<p>5月下旬～6月上旬（予定）に学識者や区民の代表からなる審査会を開催して審査しますので、出席して取組の趣旨等を説明し、質疑にお答えください。（出席は、代表者でなくても構いません。）</p> <p>審査は、主体性・地域性・公開性、先駆性・独創性・協働性、実現可能性・経済性、効果・発展性・将来性の観点に沿って行い、優れた申請を優先して予算の範囲で事業を選定します。</p> <p>なお、次のような事業は審査会で高い評価を得ることが難しいと考えられます。（申請受付時や受付後に内容の再検討、申請書等の修正・差替え等をお願いする場合があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 娯楽又は親睦を目的とする事業 ・ イベント会社、他団体、業者等に大部分を委託する事業 ・ 充実させた点や工夫した点が乏しい継続事業 ・ この交付金がなくても実施可能と考えられる事業 ・ 効果が乏しいと考えられる事業 ・ 効果の割に経費が高い事業
審査結果の通知	<p>6月中旬（予定）に交付決定通知書又は不交付決定通知書をお送りします。</p>
事業の着手	<p>交付を決定するまでは事業に着手しないでください。やむを得ない理由で交付決定前に事業に着手したい場合は、事前に御相談ください。</p>
交付金の概算払	<p>交付金は、事業完了後に交付することが原則ですが、活動中の資金が不足する場合は、交付決定額の4分の3の範囲で完了前に交付できます。この場合、完了後に交付金の再計算をして過不足を精算します。（追加交付又は返還）</p>
事業内容の変更等	<p>申請書等に記載していた事業の内容、予算等を変更しようとするときや事業を取りやめようとするときは、「左京区まちづくり活動変更等申請書（第6号様式）」を提出し、事前に承認を受ける必要がありますので、早めに御相談ください。</p> <p>変更しようとする内容によっては、承認を受けられない場合があります。（変更後の内容で当初に申請していたなら交付決定を受けられなかったと考えられる場合等です。）</p> <p>承認を受けられなかった場合は、当初の申請どおり実施するか、交付金なしで実施していただく必要があります。（交付金なしで実施していただく場合で、事前に交付金を受けていたときは、交付金を返還していただきます。）</p>
完了報告等	<p>年度末までにその年度の事業を完了し、領収書、写真等を添えて完了報告書を提出していただく必要があります。（一部の活動が遅延して年度末までに終わらなかった場合は、年度末までに完了できた活動のみで交付金の再計算を行いますので、事前に交付されていた額を下回ったときは、差額を返還していただきます。）</p> <p>提出された完了報告書等を審査し、適正であれば交付金を交付します。事前に交付を受けていた場合は、完了後に過不足を精算します。</p>
翌年度以降の扱い	<p>翌年度以降も交付金等の支援を受けたい場合は、毎年度申請してください。ただし、同じ又は極めて類似した事業に交付金の交付等を行うのは、合計3箇年までです。（毎年度審査があります。）</p>
虚偽申請等	<p>提出された書類に虚偽があるなど、不正の手段で交付金の交付を受けたことが分かった場合は、交付決定を取り消し、交付金を返還していただきます。</p>
その他	<p>交付金の交付を受けた団体等による報告交流会等を翌年度に開催し、事業内容やその成果について発表していただく予定です。また、区役所が必要に応じて作成する広報用資料等に掲載する写真等の資料を提供していただきます。</p>

<申請, 交付等の流れ>

事前相談 (必要な場合)



申請 (その場で又は後日申請書類の修正等をお願いすることがあります)



審査会 (出席して趣旨等を説明, 質疑応答)



審査会で審査



不交付決定, 通知

交付決定, 通知



事業実施 (資金が不足する場合は, 4分の3の範囲で事前交付可能)



変更申請 (必要な場合)



不承認決定, 通知

承認決定, 通知



引き続き事業実施



完了



速やかに完了報告 (遅くとも年度末まで)



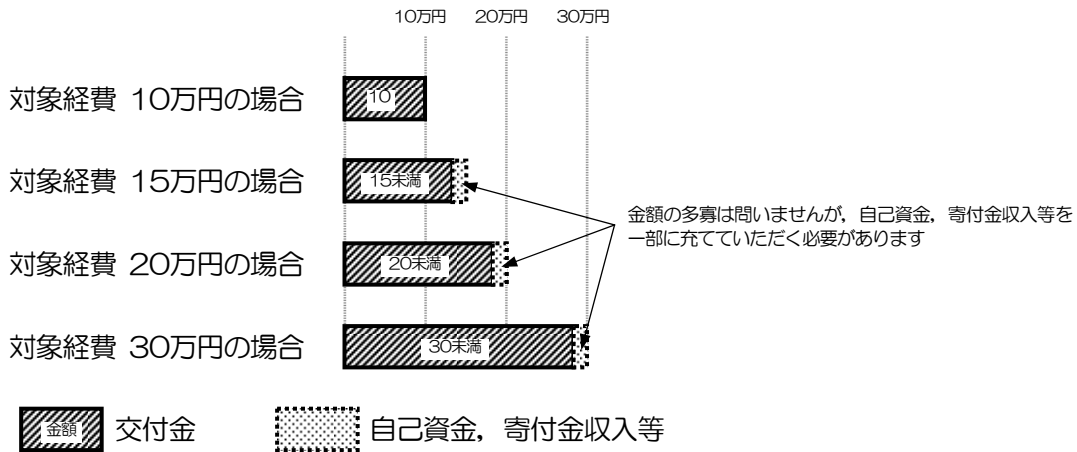
審査



交付 (事前に交付を受けていた場合は, 過不足精算)

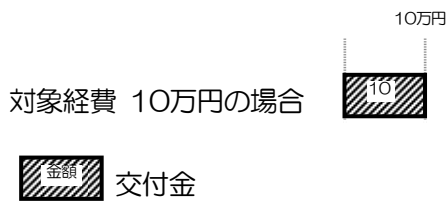
<各部門・型の交付金額のイメージと算出方法>

大学・学生協働部門 [地域課題解決型] の例



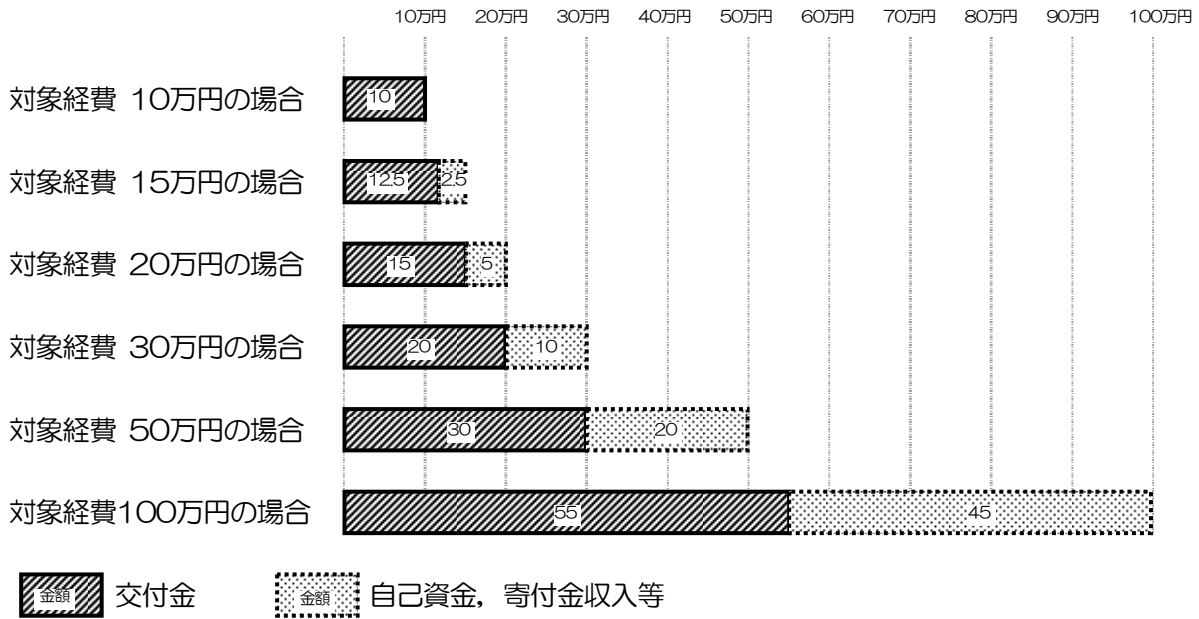
対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額
10万円以上	対象経費－この交付金以外の収入（自己資金、寄付金収入等） ※ 最高30万円

大学・学生協働部門 [研究成果還元型] の例



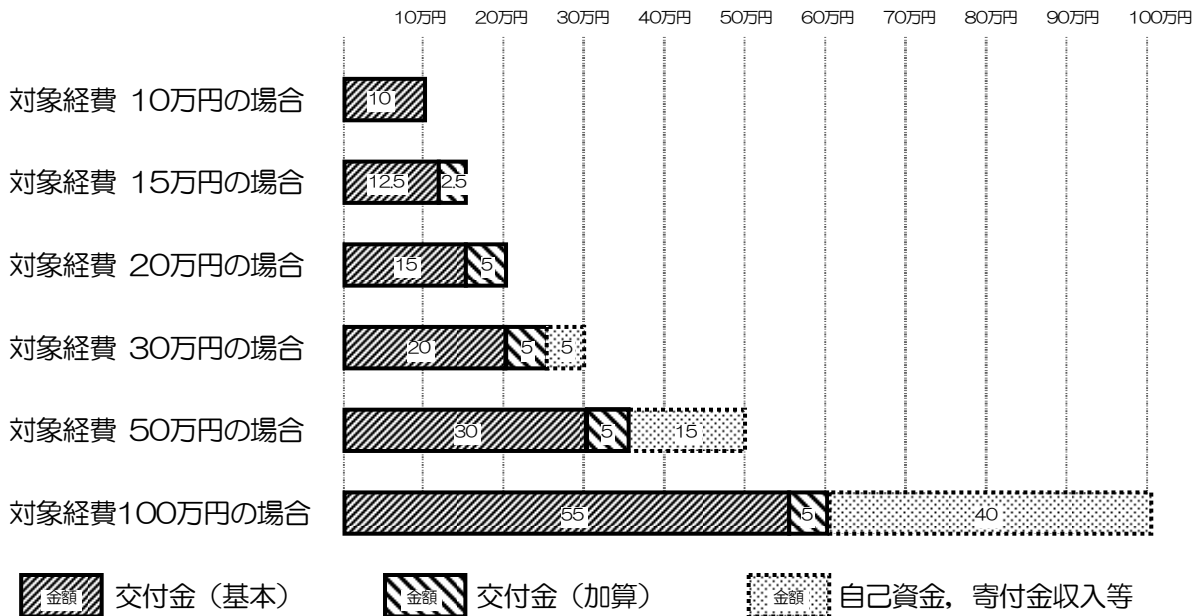
対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額

区民活動部門（他の交付金等と併用せず、無償の役務提供がない場合）の例



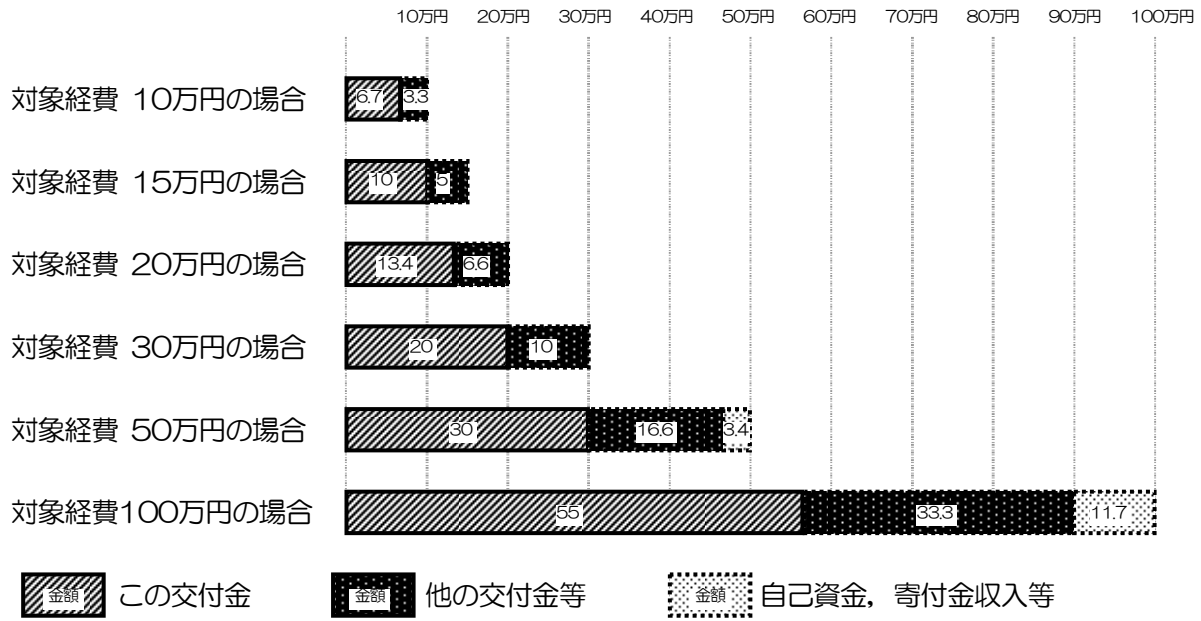
対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額
10万円超	10万円 + (対象経費 - 10万円) × 1/2 ※ 最高55万円

区民活動部門（他の交付金等と併用せず、無償の役務提供が一定以上ある場合）の例



対象経費	交付金(基本)	交付金(加算)	交付金合計
10万円以下	対象経費全額	—	対象経費全額
10万円超	10万円 + (対象経費 - 10万円) × 1/2 ※ 最高55万円	会場での無償の役務提供時間 ×人数×500円 ※ 最高5万円	※ 最高60万円

区民活動部門（他の交付金等（3分の1交付）と併用する場合）の例



対象経費	この交付金	他の交付金等	交付金等の合計
30万円以下	対象経費－他の交付金等	対象経費×1/3	対象経費全額
30万円超	10万円＋（対象経費－10万円）×1/2 ※ 最高55万円	対象経費×1/3	この交付金＋他の交付金等